

各 道 府 県 総 務 部 長 殿  
(市町村税担当課扱い)

東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿  
(市町村課・固定資産評価課扱い)

総務省自治税務局資産評価室長  
( 公 印 省 略 )

### ゴルフ場用地の評価に用いる造成費について

ゴルフ場等用地の評価は、固定資産評価基準第 1 章第 10 節二に定めるところにより行うこととされ、その具体的な取扱いについては、平成 11 年 9 月 1 日付け自治評第 37 号「ゴルフ場の用に供する土地の評価の取扱いについて」において参考例を示していますが、令和 3 年度評価替えにおけるゴルフ場用地の評価に用いる「山林に係る平均的宅造費」、「ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費」を下記のとおり算定しましたので、参考までにお示しします。

なお、当該造成費については、地域性、周囲の環境等が異なるものと考えられますので、各市町村におかれては、地域の実情を反映した適正な造成費の算出に努められますよう、貴都道府県内市町村に御連絡願います。

### 記

1 山林に係る平均的宅造費

9,080 円／㎡程度 (平成 30 年度は 8,290 円／㎡程度)

2 ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費

丘陵コース 920 円／㎡程度 (平成 30 年度は 840 円／㎡程度)

林間コース 770 円／㎡程度 (平成 30 年度は 700 円／㎡程度)

(注) 上記 2 については、ゴルフ場用地に占める造成対象面積の割合を 60%と想定し、算定している。